

[事案 28-119] 損害賠償請求

・平成 29 年 2 月 2 日 裁定不調

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

募集人から誤った説明をされて契約を乗り換えたことを理由に、損害賠償の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 4 月に契約した定期保険 (契約①) および同年 5 月に契約した定期保険 (契約②) は、募集人から金銭的なメリットがあるなどの誤った説明を受けて、他社の定期保険 (別契約) から乗り換えて加入したものであるから、別契約の復旧、契約①および契約②の別契約と同等条件への変更、または損害賠償の支払いをしてほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 当社は別契約の契約関係者ではないため、別契約を復旧することはできない。
- (2) 生命保険契約は、不特定多数の契約者に対して一律のサービス提供をすることを前提としているから、契約①および契約②の契約条件の変更はできない。
- (3) 当社に一定の責任はあるものの、募集資料の金額に誤りがあったことにより、別契約の解約返戻金が削減された事実はないため、申立人に実際の損害は生じていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、募集時の状況、申立人と保険会社の交渉経緯等を確認するために、申立人代表者、募集人および保険会社の支社長に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社が他社の別契約を復旧することは不可能であり、契約①および契約②の契約条件の変更も困難であり、申立人が請求するような金額の損害賠償の支払いも認められないが、保険会社が一定の損害賠償の提案をしていることも踏まえ、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、当審査会としての和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、同規程第 38 条 2 項にもとづき、裁定不調として手続を終了した。